

第3次垂水市食育・地産地消推進計画

中間評価・見直し
令和3年度～令和7年度

令和6年6月 垂水市

第3次垂水市食育・地産地消推進計画の中間見直しにあたって

私たちが生活していくうえでの基礎として「衣・食・住」がありますが、とりわけ健康で生き生きと暮らしていくために、「食」は欠くことのできないものであり、豊かな人生を送るための基本となるものです。

しかしながら、近年ライフスタイルの多様化が進み、朝食の欠食をはじめ生活習慣病の増加、食の安全性に対する不安、伝統的食文化や食を大切にする心の風化など、食を取り巻く環境は大きく変化し、さまざまな食への問題が懸念されます。

本市では、令和3年3月に「第3次垂水市食育・地産地消推進計画」を策定し各分野における食育・地産地消の取組を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による行動制限等の影響により、学校給食での「黙食」など、食を楽しむ機会が減少し、通常どおりの食育の推進が困難な状況であったため、未来の子どもたちが「食」を通じて健やかで豊かな人間性を育むことを願い、今後はさらなる食育・地産地消の推進が必要であります。

このような情勢を踏まえ、第3次垂水市食育・地産地消推進計画の中間評価に基づき、計画の見直しを行いました。

本計画の見直しにより、関係機関・団体の方々と連携・協働して引き続き食育・地産地消の推進に取り組んでまいりますので、市民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の見直しにあたりご尽力いただきました垂水市食育推進会議委員のみなさまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民のみなさま及び関係機関各位に心より感謝申し上げます。



令和6年6月 垂水市長 尾脇 雅弥

目 次

第1 計画の中間評価・見直しについて

- 1 計画見直しの背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・推進体制・期間・・・・・・・・・・ 1

第2 食育・地産地消アンケート

- 1 アンケート概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 アンケート結果から読み解く第3次計画の評価・・ 7

第3 垂水市食育・地産地消推進計画の基本方針

- 1 市民のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4 施策の展開

【基本目標1】

食をとおして豊かな心と健全な身体をつくる・・・・・・・・ 12

【基本目標2】

食をとおして家族や地域とつながる・・・・・・・・・・ 13

【基本目標3】

自然の恵みに感謝して食を楽しむ・・・・・・・・・・ 14

【基本目標4】

食の安全性を理解する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5 数値目標

- 1 食育推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 地産地消推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1 計画の中間評価・見直しについて

1 計画見直しの背景と趣旨

食は人間が生きていくために欠かせないものであり、命の根源となる大切なものです。しかしながら、人口減少、少子高齢化及び世帯構造の変化が進行する中で、ライフスタイルや食に関する価値観が多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増加しています。

また、栄養の偏りや食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食べ残し等による食料の無駄、食の安全性への不安など食に関するさまざまな問題が発生しています。

こうした中、国は食育の基本理念と方向性を明らかにし、国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことに資する持続可能な社会の実現に向けて、平成17年6月に制定した「食育基本法」に基づく食育施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しています。

また、鹿児島県においても平成13年度に策定した「かごしまの“食”交流推進計画」を、食育基本法制定後は5年おきに見直しており、令和3年3月には「第4次かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、県民の「健康で豊かな食生活」を目指しています。

本市においても、国の「食育推進基本計画」や県の「かごしまの“食”交流推進計画」に沿って、地域の特性を生かした食育・地産地消の取組を推進するため、令和3年3月に策定した「第3次垂水市食育・地産地消推進計画」に基づき施策を展開し、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現をめざします。

2 計画の位置づけ・推進体制・期間

本計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定します。また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第41条に基づく計画として位置づけます。

本計画は、「垂水市総合計画」をはじめ「健康たるみず21計画」など関連する計画と整合をとり、また、その推進にあたっては市民をはじめ健康・福祉・教育関係者・農林水産業者・食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かし、互いに連携を取りながら取り組むものとし、

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画期間中の社会情勢の変化などによって計画の変更が必要となった場合には見直すこととします。

この度、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化など様々な情勢を踏まえ、令和5年度に中間評価を行い、計画推進に向けた対策や取組みを見直しましたので、本計画最終年度の令和7年度に向けて、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現をめざし、計画の実現に取り組んで参ります。

第2 食育・地産地消アンケート

1 アンケート概要

本市では、市民のみなさまの食育に対する意識や取組などの実態を把握し、その結果から「第3次垂水市食育・地産地消推進計画」の中間評価を行い、検証すること、さらに、新たな目標値の設定や実態に沿った取組に向けた基礎資料とするため、令和2年度に実施したアンケート調査と同様の調査を以下のとおり実施しました。

ここではアンケート結果を読み解き、第3次垂水市食育・地産地消推進計画の評価とともに課題を整理します。

【 調査概要 】

○ 調査対象

調査対象	① 市内保育園、こども園、幼稚園児の保護者
	② 市内小学生保護者
	③ 市内中学校・高校生
	④ 一般

○ 調査期間

令和5年9月

○ 調査方法・回収状況

	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
保育所・幼稚園・ こども園	配布・回収	322	90	28%
小・中・高校	配布・回収	697	406	58.2%
一般	インターネット	-	63	-
	合計	1,019	559	48.7%

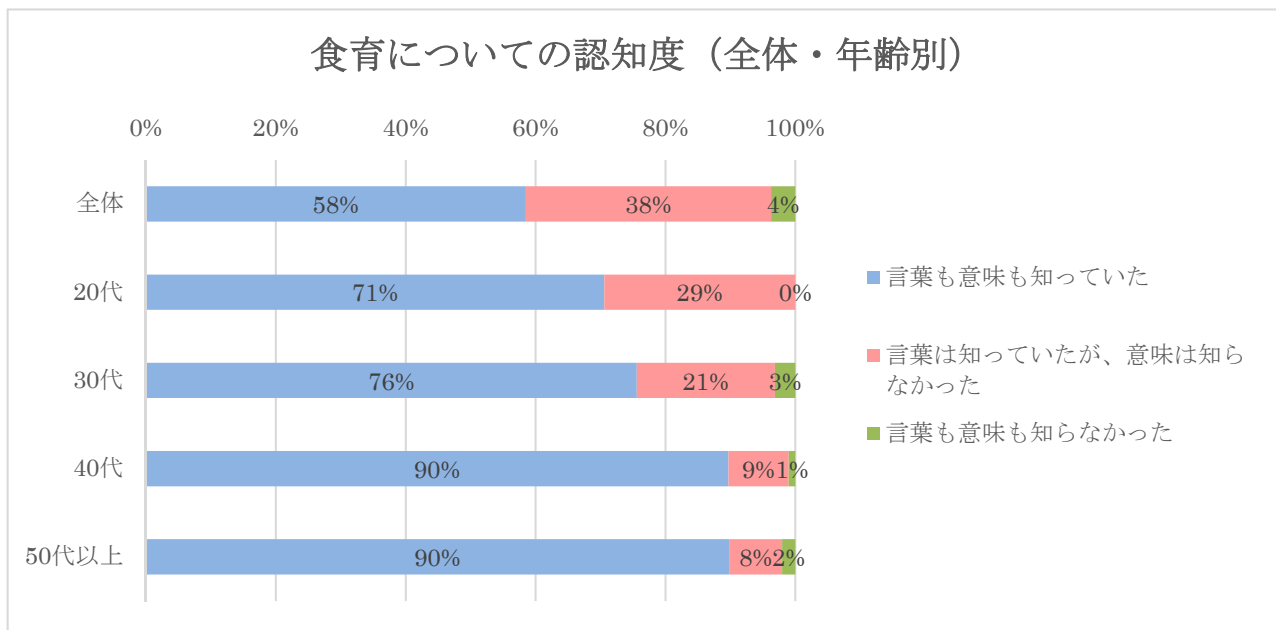
○ 調査内容

「食育」認知度、食育の取組、「食事バランスガイド」、「地産地消」認知度、直売所利用について等。

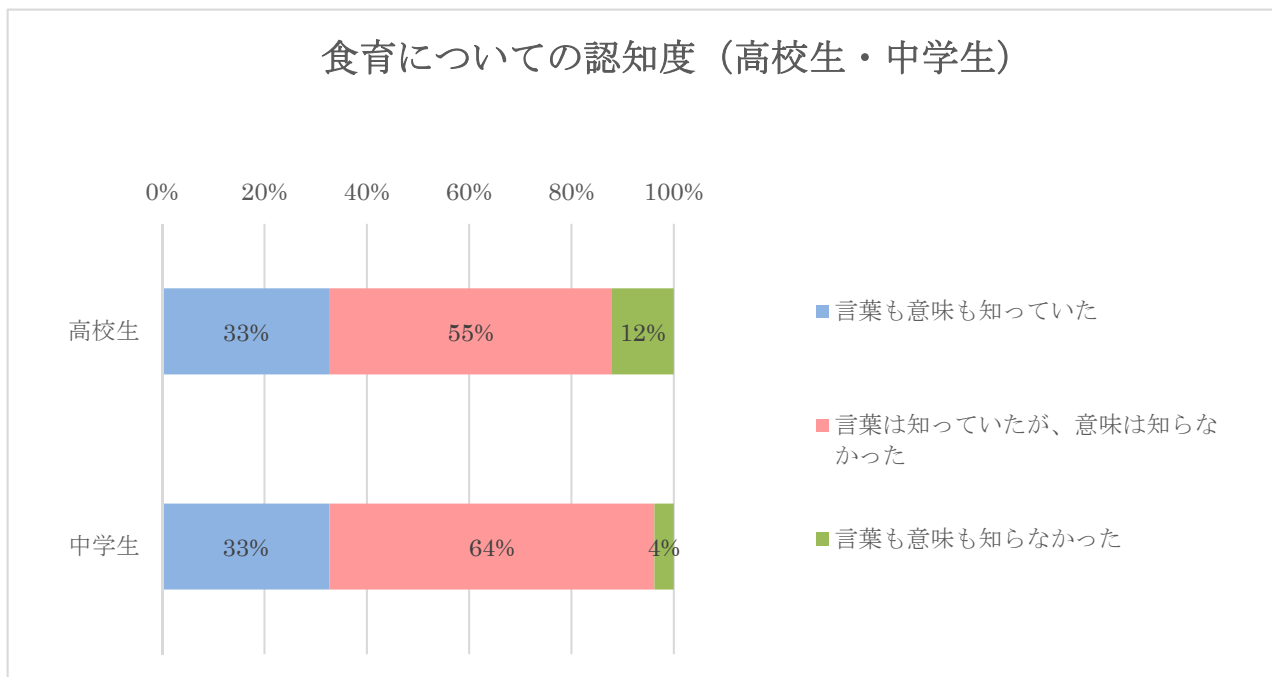
2 アンケート結果

(1) 食育についての認知度

食育という言葉を知っている人は、全体で見ると90%以上となっており、その意味まで理解している人の割合は58%となっています。年齢別に見みると、年代が上がるにつれて言葉も意味も理解できている割合が高いことがわかります。



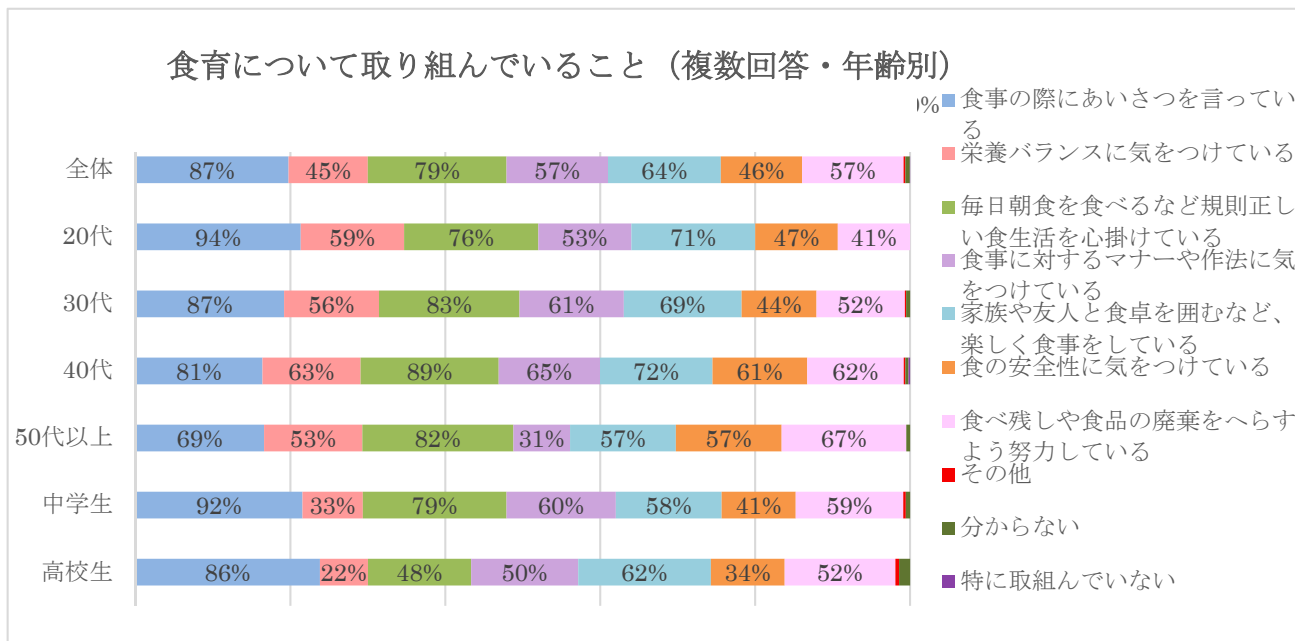
高校生の認知度は、全体で見ると80%以上となっており、そのうちその意味まで理解している人の割合は33%となっています。中学生の認知度は、全体で見ると90%以上となっており、その意味まで理解している人の割合は33%となっています。



(2) 食育についての取組（複数回答）

食育について取り組んでいることを複数回答で聞いたところ、「食事の際のあいさつを言っている」については、年齢が高くなるにつれて低くなっています。

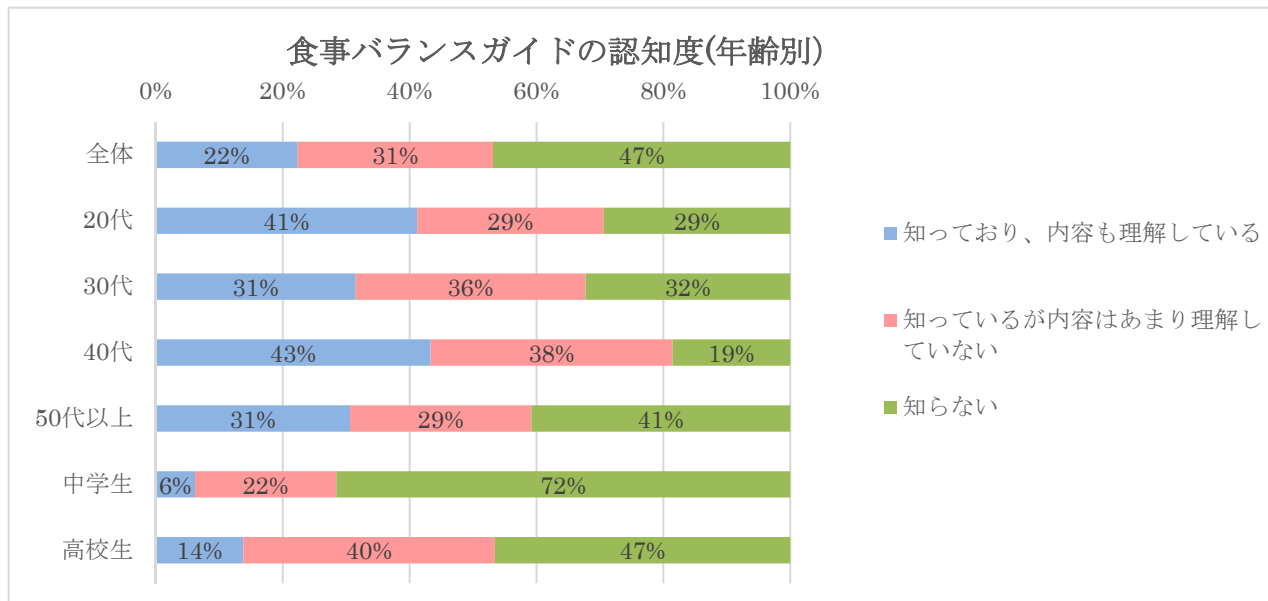
また、「毎日朝食を食べるなど規則正しい生活を心掛けている」については、高校生が低い数値となっており、改善に向けた取組が必要です。



(3) 「食事バランスガイド」の認知度

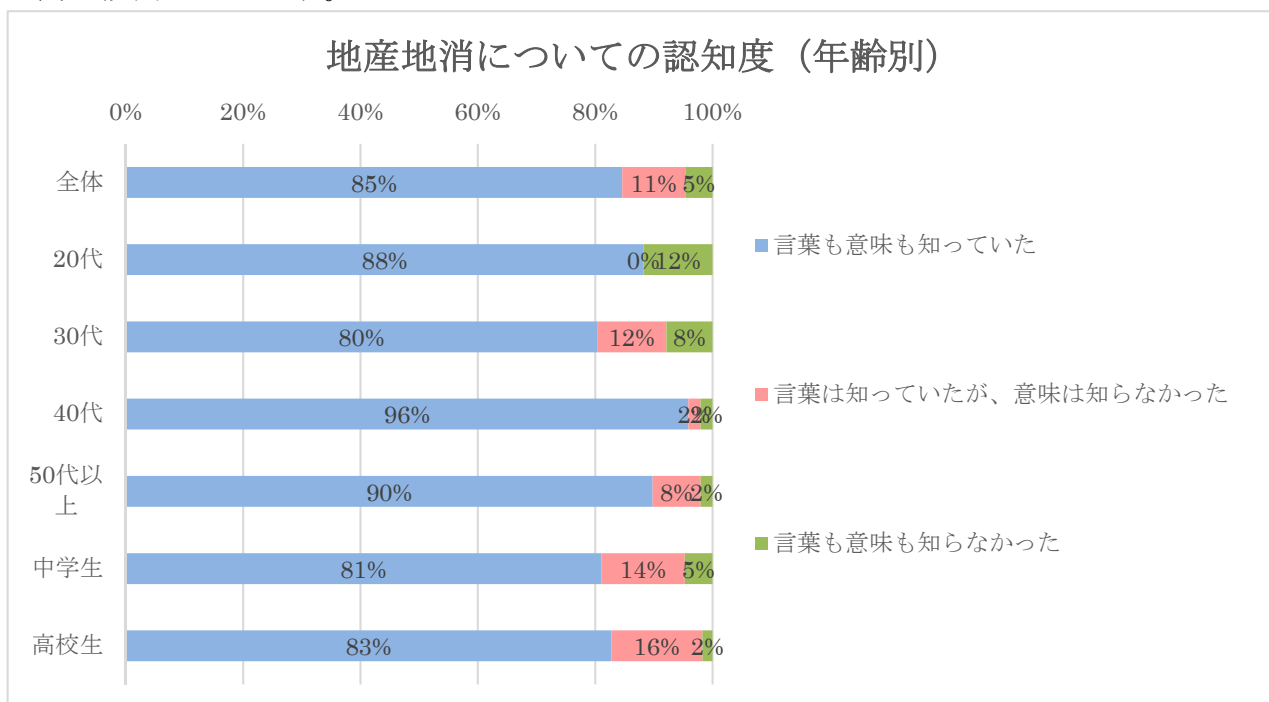
「食事バランスガイド」の認知度について、「言葉も意味も理解している」人は全体で22%、「言葉は知っているが内容は理解していない」、「知らない」が合わせて78%となっています。

年代別に比較すると、言葉と内容まで理解しているのは40代の割合が高く、中学生は「知っているが内容はあまり理解していない、知らない」が合わせて90%以上となっています。



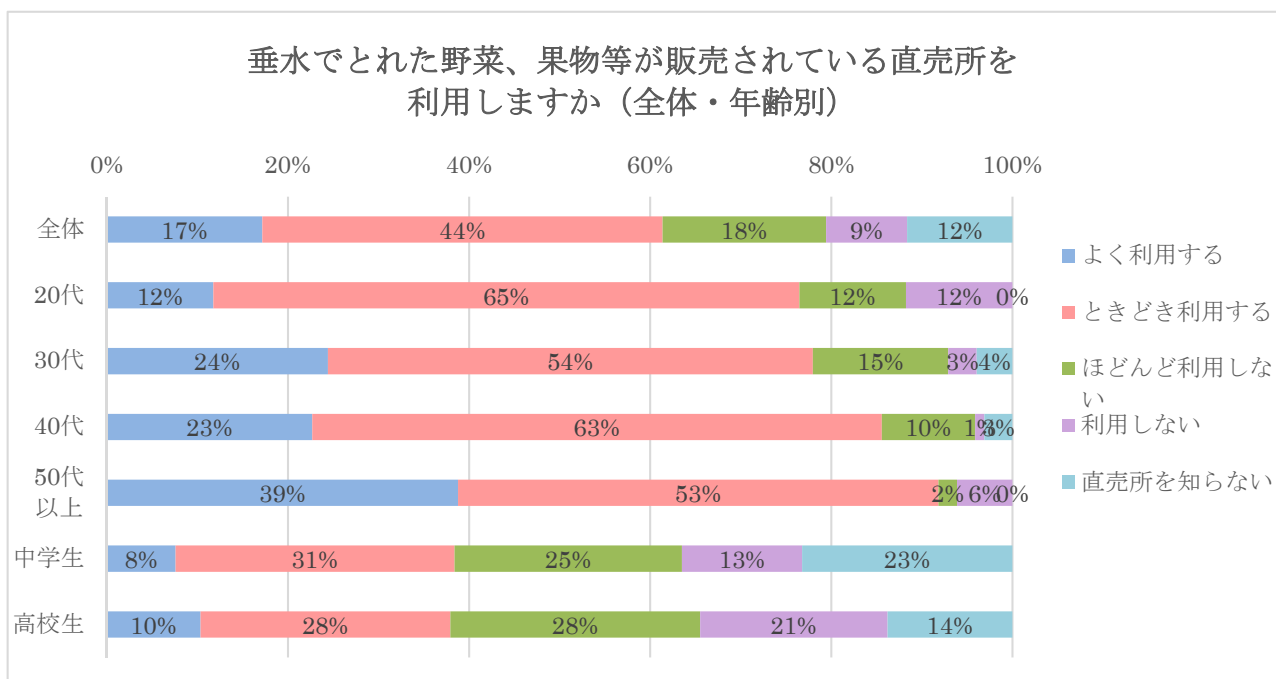
(4) 地産地消についての認知度

地産地消という言葉やその意味を知っているかについて、「言葉も意味も知っていた」と回答した割合は全体の8割となっています。年代別に見みると、「言葉も意味も理解していた」のはどの年代も80%以上を示しており、ほとんどの年齢層で理解している割合が高い傾向にあります。



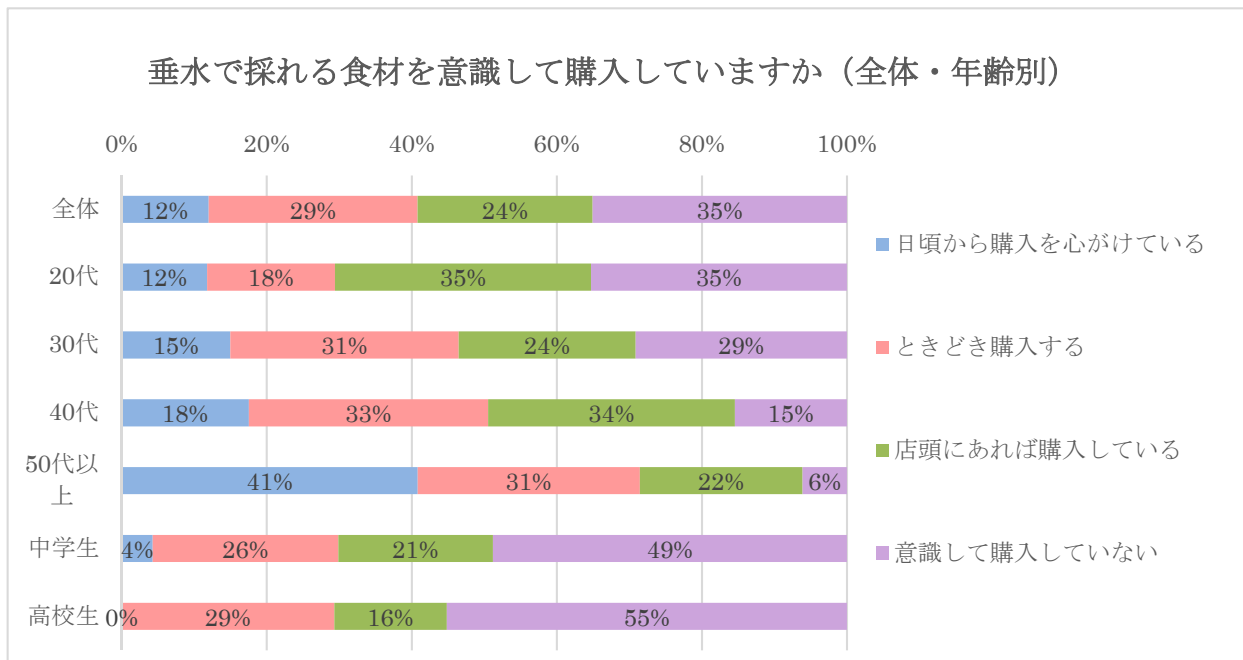
(5) 市内直売所の利用

市内の農産物直売所やスーパー等の地場産物コーナーを利用していますか、の問いに対し、全体で「よく利用する」、「ときどき利用する」と答えた人が合わせて61%となって



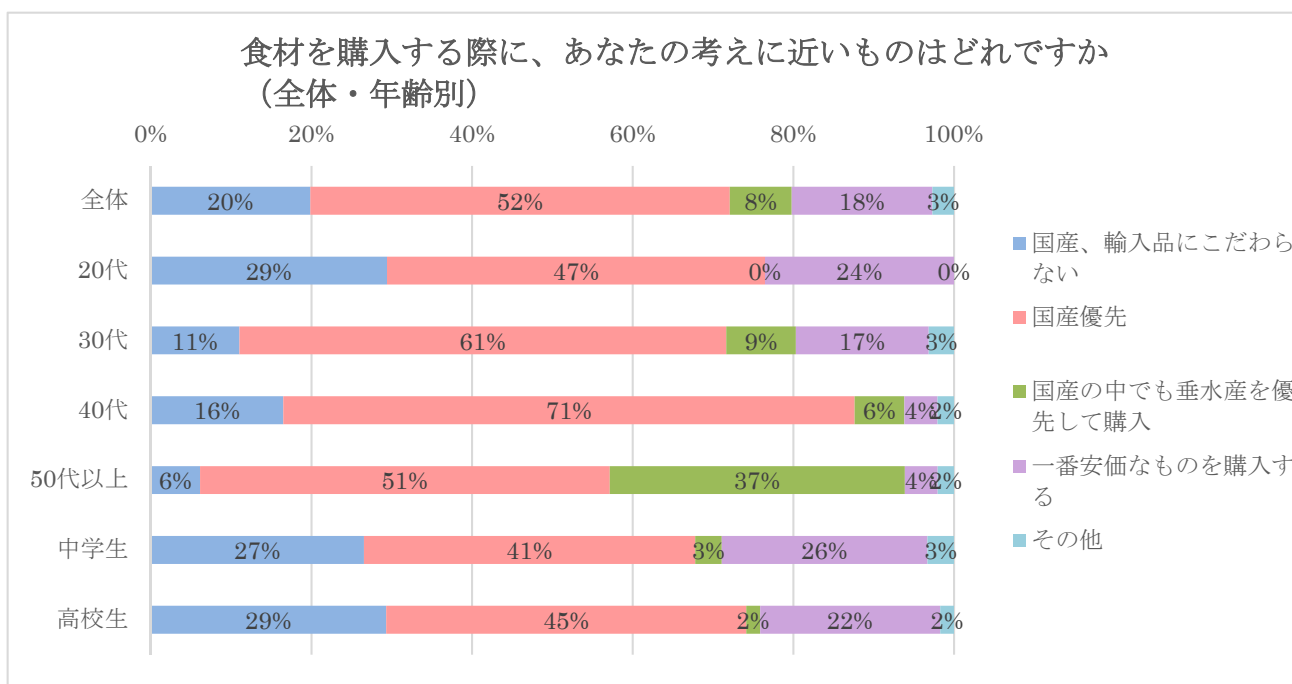
(6) 地場産物を意識して購入する割合

垂水市で採れる食材について意識して購入しているか聞いたところ、全体では「日頃から購入を心がけている」、「ときどき購入する」、「店頭があれば購入している」が合わせて65%となっており、35%は「意識して購入していない」と回答しています。



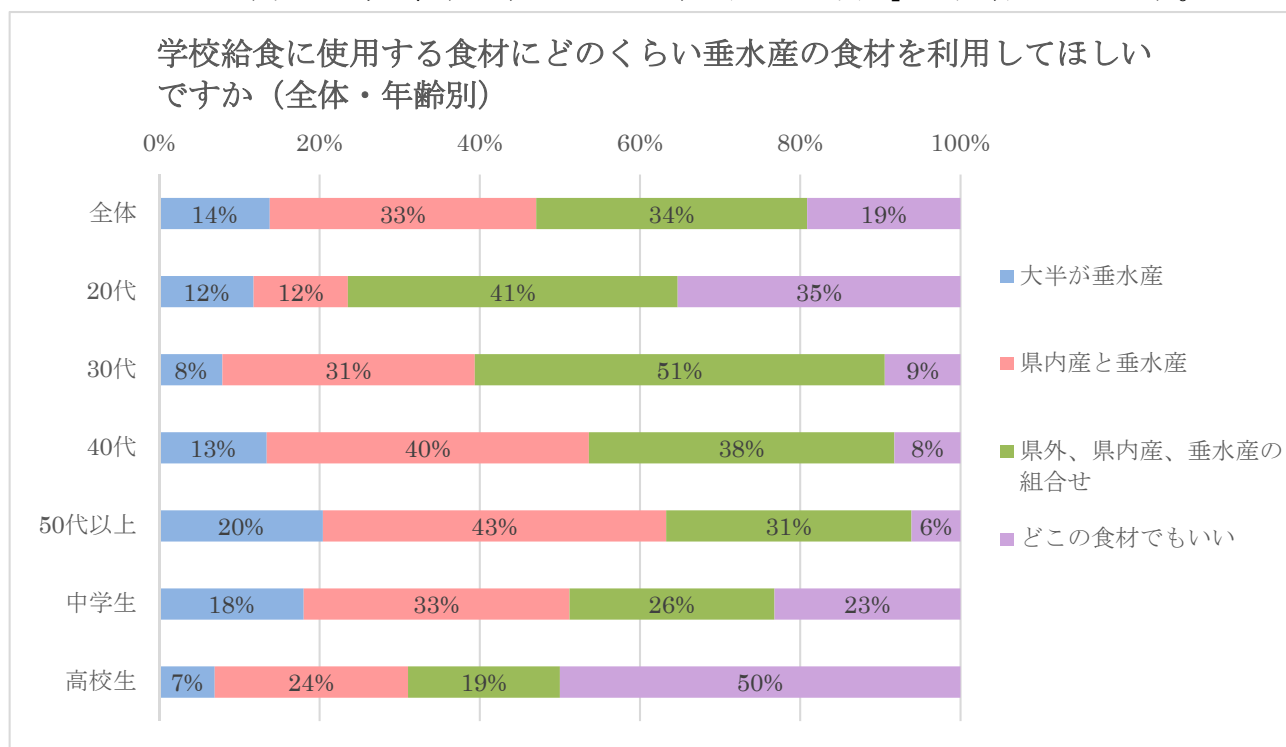
(7) 食材を購入する際の考え方

食材を購入する際の考えについての問いに対し、約5割の方が「国産優先」と回答しています。「国産の中でも垂水産を優先して購入」の選択肢に関しては8%と低くなっています。



(8) 学校給食における地場産物を利用する割合

認定こども園等や小中学校の給食に使用する食材に垂水産の食材をどのくらい使用してほしいかの問いに対し、約5割の方が「県内産と垂水産」と回答しています。



3 アンケート結果から読み解く第3次計画の中間評価

アンケート調査の結果を分析した結果、「食育についての認知度」及び「食育バランスガイド」の認知度については、コロナ渦により「食に関する指導」や「親子料理教室」などの機会が制限され、食育を周知する機会が限られたことから、僅かながら減少しました。

また、「地産地消についての認知度」については増加した一方で「農産物直売所の利用頻度」や「地場産物を購入する割合」、また、「国産の食材を購入する割合」は減少しました。要因として、ロシアのウクライナ情勢の悪化により原材料価格が高騰し、食品価格が上昇しているため、地場産物や国産の食材の買い控えが影響しているものと考えられます。

上記を踏まえ、第3次計画の「食育推進」及び「地産地消推進」の目標項目について、数値目標を見直し、より積極的な施策の展開につなげていくこととします。

第3 垂水市食育・地産地消推進計画の基本方針

1 市民のめざす姿

食をとおして豊かな心と健全な身体を育み、
食でつながるひとづくり・まちづくり

市民が生涯にわたりいきいきと過ごすためには、心身ともに健康であることが大切です。健康を維持するためには、すべての市民が食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択する力を身につける必要があります。

本計画では、こうした食の取組を通じて健康な心と身体を育ていける「ひとづくり」を基本とし、人と人のつながりによりいきいきと暮らせる「まちづくり」をめざします。

2 基本目標

本計画は2次計画を継続して取り組む観点から、市民のめざす姿の実現に向け次の4つの基本目標と推進するための施策を盛り込みます。

取組により、市民の健全な食生活の実現、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承、環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費の実現などを推進します。これらの取組は、市民の健康や地域の持続可能性を高めることにつながることで期待されることから、国連の示すSDGs(持続可能な開発目標)のうち、次のSDGsが達成へ貢献できるものと考えます。

食育・地産地消の推進によって貢献が期待されるSDGs



3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



12 つくる責任
つかう責任



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの達成に向けた取組を通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことにより、課題解決を一層促進することが可能になります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標1 食をとおして豊かな心と健全な身体をつくる

食をとおして食への感謝の気持ちを持ち、家族や仲間と楽しく食事をしながら食について楽しく学び、バランスのとれた食生活と規則正しい生活リズムにより、市民の誰もが健康な生活を送れるよう食育を推進します。

基本目標2 食をとおして家族や地域とつながる

新しい生活様式の実践を基本に、市民が家族や仲間との共食により、正しい食習慣や食事のマナーを身に付け、食べ物を大切にする心を養うことをめざします。また、食文化の伝承などを通じ、家族や地域とつながることをめざします。

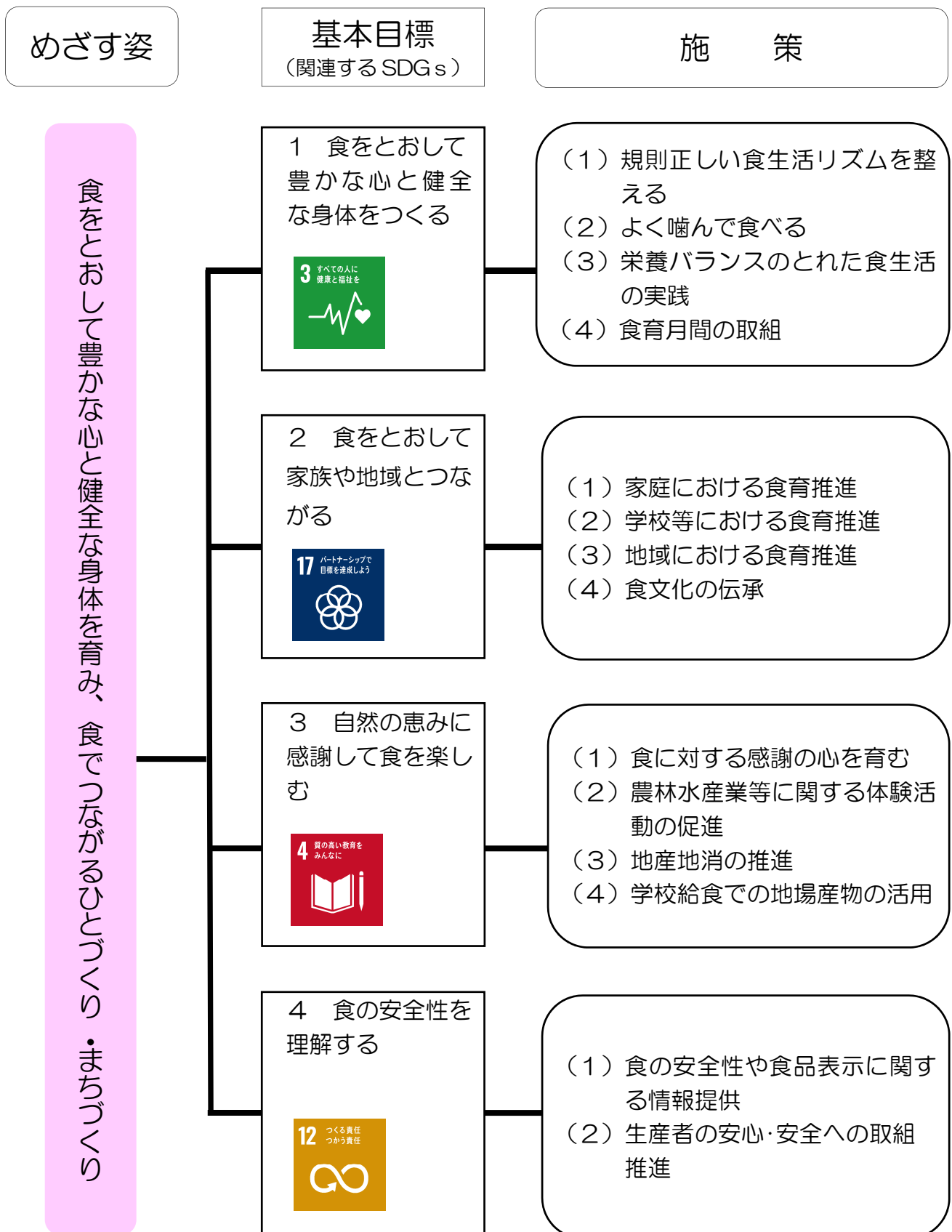
基本目標3 自然の恵みに感謝して食を楽しむ

農林水産業を中心とした地域特性を生かし、地産地消の推進や農林水産業に関する体験活動をとおして、市民が自然の恵みに感謝して食を楽しむことをめざします。

基本目標4 食の安全性を理解する

食品の安全性や表示について関心を持ち、理解を深め、自ら判断して食品を選択する能力を身に付けます。

3 施策の体系



第4 施策の展開

基本目標1 食をとおして豊かな心と健全な身体をつくる

(1) 規則正しい食生活リズムを整える

生涯にわたり、健康に過ごすためには、子どものころから食事のリズムをつくり、生活リズムを整えることが大切です。特に若い世代、その中でも子どもを生き育てる親世代の朝食の欠食など、不規則な食事が及ぼす体や心への影響と生活リズムの大切さなどを伝え、規則正しい食習慣の普及・啓発を行います。

(2) よく^か噛んで食べる

よく^か噛んで食べることは脳の活性化、心身の安定、肥満予防、認知症予防にもつながります。食生活や生活リズムも含め、各種健診等で噛むことの大切さや、乳幼児をもつ保護者へ保健師及び管理栄養士の講話や歯科衛生士が歯磨き指導を行います。また、口の健康維持のための指導も行います。

(3) 栄養バランスのとれた食生活の実践

「食事バランスガイド」の普及・啓発を行います。また、垂水市食生活改善推進員連絡協議会及び肝属地区生活研究グループ垂水支部など、市民ボランティアによる料理教室や食育イベントをとおして、栄養バランスに配慮した食生活の実践、また、健康づくりにつながるよう働きかけます。

65歳以上の高齢者に対し、低栄養予防や食生活の自活能力を高めるため、介護予防の取組みを実施します。

(4) 食育月間の取組

毎年6月の食育月間を広報誌やホームページ、食育だよりをとおして食育関連記事やさまざまな取組について市民への啓発を図ります。毎月19日の食育の日前後に地場産物を取り入れた給食の献立を設定し、郷土料理や地域特産物への関心を高めます。

基本目標2 食をとおして家族や地域とつながる

(1) 家庭における食育推進

家族みんなで食卓を囲み、食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は食育の原点であり、子どもへの食育推進のための重要な時間、場であると考えます。さまざまな家庭環境を持つ子どもにも配慮しつつ、家族と一緒に食事をとることにより子どもへの食育を推進するとともに、食の楽しさを感じ家族の絆を深めることができるよう啓発活動を行います。

(2) 学校等における食育推進

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校における給食や学習の時間など、食に関するさまざまな体験をとおして食への関心を高め、食に関する感謝の気持ちを育みます。

認定こども園等は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期に、多くの人との時間を過ごすところであることから、食材とのふれあい、食事の準備など食に関するさまざまな体験や指導を行います。

小・中学校においては、子どもたちが自らの食について考え、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう「食に関する指導」を実施します。また、小・中学校で児童生徒が毎日食べる学校給食を、食に関する指導の生きた教材として活用します。

(3) 地域における食育推進

本市では、食に関するボランティア団体が地域において食に関するさまざまな取組を行っています。市民一人一人が食に関する意識を高め、食育を実践するためには、地域での取組は大変重要な役割を担っています。地域活性化のため、その活動を支援するとともに、研修会等を通じて人材育成を行います。

(4) 食文化の伝承

食文化への関心を高めるために、料理教室や講座等において、垂水市食生活改善推進員連絡協議会、肝属地区生活研究グループ垂水支部等の支援・協力のもと、日本の伝統食や郷土菓子などについて普及・啓発を行います。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」や地域固有の多様な食文化の保護・継承のための普及活動を行うとともに、学校給食に鹿児島に伝わる郷土料理や四季の行事食等を取り入れ、地場産物や地域の食文化を学び、理解を深めます。



秋の料理教室（令和5年度）

基本目標3 自然の恵みに感謝して食を楽しむ

(1) 食に対する感謝の心を育む



垂水小学校4年生田植え学習（令和5年度）

私たちの日々の食事は、自然の恩恵で成り立ち、食べるという行為が貴重な動植物の命を受け継いでいること、そして、食事に至るまでに生産者をはじめとして多くの人々の努力によって支えられていることを実感し感謝の気持ちを持つことができるよう、さまざまな体験活動や情報発信を行います。

また、食品ロス削減はSDGsの目標の一つとなっており、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、環境にも配慮した取組を

行うとともに、関係機関と連携し効果的な削減方法等に関する調査研究の情報の収集や発信に努めます。

(2) 農林水産業等に関する体験活動の促進

垂水市ツーリズム推進協議会では、主に中学生・高校生の教育旅行(民泊・各種体験)の受け入れを行い、農業では、作物の植え付けや収穫、漁業では、カンパチの餌やりを体験し、それらの活動をとおして生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、食に対する感謝の気持ちを育みます。

(3) 地産地消の推進

地域で生産されたものを地域で消費する地産地消は、消費者にとって生産者の顔が見え、安心・安全で新鮮な農林水産物が提供されるとともに、地域資源の有効活用のほか輸送コスト削減による二酸化炭素排出量の抑制等、環境負荷の低減等にも効果があるといわれています。

このため、本市でも、地元の農林水産物のPRに努めるとともに、生産者と市民の相互理解を深めるため、安心・安全な農林水産物の供給と消費拡大を図ります。

道の駅たるみず湯つ足り館、道の駅たるみずはまびら、新城おたけどんの郷など、市内の直売所を有する各施設の活性化に向け、生産者や各機関と連携した取組を推進します。

また、食品産業や外食・観光産業などとの連携による県産農林水産物の活用促進を図ります。

(4) 学校給食での地場産物の活用

地産地消を継続的に推進していくには、子どもたちから地元の食材に親しむことが大切です。学校で行われる食育活動の中で地域の食べ物や食文化に触れさせることが、将来にわたる地場産物の活用につながると期待されます。本市でも食のイベントを開催し、食と農のPRに努め、安心・安全な農林水産物の情報発信を行い、地産地消を推進します。

本市学校給食では、「おいしいたるみずの味学校給食週間」及び「鹿児島をまるごと味わう学校給食週間」

を設定し、特に地元産や県内産の食材利用に努め、あわせて同期間中には生産者及び保護者とのふれあい給食を行うなど、これからも食を通じた交流の機会を大切にします。

市内生産者グループである「たるみず楽農百笑倶楽部」が提供する季節の野菜類、また、地元産の米や豚肉、「かごしまのさかな」ブランドに認定されている垂水市漁協の「海の桜勘(カンパチ)」、牛根漁協の「ぶり大将(ブリ)」を、学校給食に積極的に活用します。



地場産品たっぷり給食（令和5年度）

基本目標4 食の安全性を理解する

(1) 食の安全性や食品表示に関する情報提供

食の安全性の確保は食生活において基本的な課題です。安全な食生活を実践するためには食材や食品の提供者がその安全性の確保に努めるとともに、消費者自身も安全な食材の選び方について正しい知識を持ち、一人一人が食の安全性を意識して行動することが求められています。

そのため、本市は子どもから大人まで食品の安全性をはじめとする食に関する理解を深め、安全な食品を選択できる力を身につけられるよう、情報提供を行います。

(2) 生産者の安心・安全への取組推進

生産者は消費者の安心・安全なニーズに応えるため、生産から流通、消費までの過程を明確にする必要があります。

鹿児島県では生産者の安心・安全な農林水産物を生産する取組を消費者に正確に伝え、鹿児島県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、安心と安全に関する一定の基準に基づき審査・認証機関が認証する「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」を創設しており、本市においてもこの認証制度について情報提供及び推進を図っていきます。

また、本市では天敵を利用した総合防除技術(IPM)を導入し、ある程度の効果が確認されていることから、今後も関係機関と連携しながら推進していきます。

第5 数値目標

1 食育推進

目標項目	第3次計画 策定時値 (令和2年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和7年)
食育について言葉も意味も知っている人の割合 (食育・地産地消アンケート)	60%	58%	65%
「食事バランスガイド」について言葉も意味も理解している割合 (食育・地産地消アンケート)	24%	22%	25%
食育推進に関わっている団体数	7団体	7団体	8団体
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 (鹿児島県学校給食栄養士協議会 食生活実態調査)	(垂水小5年生) 86% (垂水中央中2年生) 87% (令和元年度)	(垂水小5年生) 96% (垂水中央中2年生) 81% (令和4年度)	100%
一日一回以上家族と食事をする児童生徒の割合 (鹿児島県学校給食栄養士協議会 食生活実態調査)	(垂水小5年生) -% (垂水中央中2年生) -% (令和元年度)	(垂水小5年生) 95% (垂水中央中2年生) 94% (令和4年度)	100%

2 地産地消推進

目標項目	第3次計画 策定時値 (令和2年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和7年)
意識して地場産物を購入する人の割合 (食育・地産地消アンケート)	71%	65%	75%
かごしま地産地消推進店の登録数 (垂水市)	10店	7店	10店
学校給食における地場産物(生鮮野菜/ 重量ベース)の利用割合 (市立学校給食センター調べ)	66% (うち垂水産41%) (令和元年度)	71% (うち垂水産49%) (令和4年度)	80%以上 (うち垂水産 50%以上)

食育とは

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

地産地消とは

地域でとれたものをその地域で消費することを指します。地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農林漁業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農林水産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることです。



・「かごしま版食事バランスガイド」

「食事バランスガイド」とは

食生活指針を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省が作成したものです。食事の基本を身につけるための望ましい食事のとり方や1日にどれだけ食べたら良いかの目安として、おおよその量をわかりやすく示したものです。また、コマのイラストにより、1日分の食事を表現し、食事のバランスが悪いとコマが倒れてしまうことを表現しています。

鹿児島県及びかごしまの“食”の交流推進会議では、鹿児島県ならではの多彩な食文化と農林水産物を実感してもらい、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実践に取り組んでもらえるように、おなじみの郷土料理や県産農林水産物を使った料理などを幅広く採り入れた「かごしま版食事バランスガイド」を作成しています。